

根拠法令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
主務官庁	経済産業省

仲介貿易取引許可申請書

会社の代表権を持った者が申請すること

経済産業大臣 殿
 申請者記名 株式会社
 押印又は署名 代表取締役 社長 経済 太郎

住所・居所
 又は所在地 東京都 区 1-1-1

担当者 _____

電話番号 _____

申請年月日	
許可年月日	
許可番号	
有効期限	

下記のとおり申請します。

1. 取引の相手方

- 買契約の相手方の氏名又は名称 ABC Corporation
- 買契約の相手方の住所・居所又は所在地 Taipei, Taiwan
- 売契約の相手方の氏名又は名称 DEF Corporation
- 売契約の相手方の住所・居所又は所在地 Beijin, China

2. 取引の明細

(1)商品名	(2)型及び等級	(3)数量及び単位	(4)取引金額			
			買契約(支払)		売契約(受領)	
			単価	総額	単価	総額
	Model: ABCD		F.O.B Taipei		F.O.B Taipei	
		計	計		計	
備考			差額計			

- 原産地 Taiwan
- 船積地域 Taiwan
- 仕向地 China
- 経由地・本邦積換港 Direct
- 船積予定日及び荷揚港到着予定日 2007年6月1日
- 船積予定日及び荷揚港到着予定日 2007年7月1日

上記申請は、

- 外国為替及び外国貿易法第25条第1項の規定により
- 外国為替令第18条第4項の規定により
- 外国為替令第18条の3第2項の規定により
- 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第67条第1項の規定により
- 外国為替及び外国貿易法第67条第1項及び外国為替令第18条第4項の規定により
- 外国為替及び外国貿易法第67条第1項及び外国為替令第18条の3第2項の規定により

許可する。しない。

下記の条件を付して許可する。

条件

経済産業大臣の記名押印

資格 _____

記名押印 _____

仲介貿易取引許可申請は、契約書等に基づき取引しようとする貨物が輸出令別表1に該当する場合に行うものであるため、契約書等に基づき、必要事項を記載します。記載上の主な注意事項は以下のとおりです。

会社などの法人の場合は、法人の代表権を持っている者が申請者となります。なお、委任状によって代表権を持っている者から仲介貿易取引許可申請に関する権限を委任された場合は、委任された者が申請者となることができます。この場合、委任状(委任状を経済産業省に登録している場合はそのコピー)を1部提出してください。

買契約又は売契約の相手方の氏名又は名称と住所・居所又は所在地は、契約書に記載されている買契約又は売契約の相手方の氏名又は名称と住所・居所又は所在地を正確に、省略せずに記載してください。

(注)台湾を英語表記する場合は、単に「Taiwan」とだけ記載してください。

商品名は、一般的な用語(固有名でなく、商品の種類を示す一般名)を用いて記載してください。許可が必要な貨物は全て記載し、書ききれない場合は、別紙に記載し、申請書に添付します。

(注)同一の契約等で、2以上の貨物を取引する場合は、別表1に該当する貨物を全て記載してください。

型式等貨物を特定できるものを記載してください。

取引金額欄には、使用通貨単位(¥、US\$等)を付けて記載してください。また、1つの取引で、輸出令別表1の1の項から16の項に該当する貨物とそれ以外の貨物の両方が含まれる場合、前者の貨物だけを申請します。したがって、取引金額欄には輸出令別表1の1の項から16の項に該当する貨物の取引価額のみを記載してください。

なお、輸出令別表1は、経済産業省のホームページ <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html> で閲覧できます。

原産地欄には、仲介貿易取引の対象となる貨物につきその全部を生産した国・地域を記載してください。また、仲介貿易取引の対象となる貨物の生産が二国以上にわたる場合には、実質的な変更をもたらす、新しい特性を与える行為を最後に行った国又は地域を記載してください。

船積地域欄には、仲介貿易取引の対象となる貨物を他の外国に向けて移動させるために船舶、航空機、鉄道、車両その他の輸送手段に積み込む国又は地域を記載してください。また、当初の出荷をする国から陸送され他の国の港を経た後に第三国に移転される場合には、当初の出荷をする国を記載してください。

仕向地・経由地は、必ず国名(ただし、「香港」等は地域名)を記入してください。仕向地(国)に直接届けられ、経由地(国)がない場合は「Direct」と記載します。

(注)台湾を英語表記する場合は、単に「Taiwan」とだけ記載してください。

船積予定日及び荷揚港到着予定日欄は、買契約又は売契約の契約書に記載されている日付を記載してください。ただし、これらを契約書で確認できない場合は、「未定」と記載してください。

この欄には記入しないでください。